

岩手県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

岩手県監査委員 軽石 義則
 岩手県監査委員 神崎 浩之
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立一戸病院	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入事務に係る調定期及び金額が適正であるか、支出事務に係る補助・委託事業の完了確認が適正になされているか、当該事業目的の達成状況等に着眼して監査を行った。

2 監査の結果

岩手県立一戸病院

(1) 経営の状況（令和2年8月末現在）

ア 患者数

区 分	令和2年度	令和元年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 22,548	人 24,359	人 △1,811	% △7.4
外来	19,536	22,072	△2,536	△11.5

イ 経営収支

区 分	令和2年度	令和元年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 587,530	千円 625,892	千円 △38,362	% △6.1
事業費用	989,444	1,018,194	△28,750	△2.8
収支差引額	△401,914	△392,302	△9,612	△2.5

(2) 予算の執行及び財産の管理の状況 おおむね良好と認められる。